

品川区ジェンダー平等推進行政連絡会議設置要綱

昭和55年	9月	1日	区長決定	平成21年	10月	1日	一部改正	
昭和57年	12月	8日	一部改正	平成24年	4月	1日	一部改正	要綱第194号
昭和60年	5月	23日	一部改正	平成24年	12月	28日	一部改正	要綱第223号
平成3年	4月	1日	一部改正	平成27年	4月	1日	一部改正	要綱第331号
平成4年	4月	1日	一部改正	平成30年	3月	1日	一部改正	要綱第24号
平成10年	4月	1日	一部改正	令和2年	6月	1日	一部改正	要綱第130号
平成11年	4月	1日	一部改正	令和6年	4月	1日	一部改正	要綱第224号
平成21年	4月	1日	一部改正					

(設置)

第1条 品川区のジェンダー平等施策の積極的推進を図るため、品川区ジェンダー平等推進行政連絡会議（以下「連絡会議」という。）を設置する。

(所掌事項)

第2条 連絡会議は、品川区におけるジェンダー平等社会推進施策の総合調整に関する事項について協議を行うものとする。

(組織)

第3条 連絡会議は、会長および委員で組織する。

2 連絡会議に幹事を置く。

(会長)

第4条 会長は、区長室長をもって充てる。

2 会長は、連絡会議を統括する。

3 会長に事故があるときは、あらかじめその指名する委員がその職務を代理する。

(委員)

第5条 委員は、別表第1に掲げる職にある者をもって充てる。

(幹事)

第6条 幹事は、別表第2に掲げる職にある者をもって充てる。

2 幹事は、連絡会議の所掌事項について、会長および委員を補佐する。

(会議の招集)

第7条 連絡会議は、必要に応じて会長が召集する。

(意見聴取)

第8条 会長は、必要があると認めるときは、関係職員の出席を求め、その意見を聴くことができる。

(庶務)

第9条 連絡会議の庶務は、区長室人権・ジェンダー平等推進課において処理する。

(委任)

第10条 この要綱の施行について必要な事項は、別に区長室長が定める。

付 則

この要綱は、昭和55年 9月 1日から施行する。

(省 略)

付 則

この要綱は、平成30年 3月 1日から施行する。

付 則

この要綱は、令和 2年 6月 1日から施行する。

付 則

この要綱は、令和 6年 4月 1日から施行する。

別表第1（第5条関係）

- (1) 企画経営部長
- (2) 区長室長
- (3) 地域振興部長
- (4) 文化観光スポーツ振興部長
- (5) 子ども未来部長
- (6) 福祉部長
- (7) 健康推進部長
- (8) 品川区保健所長
- (9) 都市環境部長
- (10) 防災まちづくり部長
- (11) 教育委員会事務局教育次長

別表第2（第6条関係）

- | | |
|-----------------|------------------------------------|
| (1) 企画経営部 | 企画課長 |
| (2) 区長室 | 総務課長 戦略広報課長
人権・ジェンダー平等推進課長 人事課長 |
| (3) 地域振興部 | 戸籍住民課長 地域産業振興課長 |
| (4) 文化観光スポーツ振興部 | 文化観光戦略課長 |
| (5) 子ども未来部 | 子ども育成課長 児童相談課長 子育て応援課長 |
| (6) 福祉部 | 障害者支援課長
高齢者福祉課長 高齢者地域支援課長 |
| (7) 健康推進部 | 健康課長 |
| (8) 品川区保健所 | 生活衛生課長 |
| (9) 都市環境部 | 都市計画課長 |
| (10) 防災まちづくり部 | 防災課長 |
| (11) 教育委員会事務局 | 庶務課長 教育総合支援センター長 品川図書館長 |